

資料：石綿含有産業廃棄物の処理基準

石綿含有産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物の収集・運搬基準、処分又は再生基準、埋立処分基準によるほか、次図に示す基準を遵守してください。

■石綿含有産業廃棄物の処理基準

1 収集運搬のために必要な破碎又は切断

収集運搬のために石綿含有産業廃棄物を運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。

2 溶融を行う場合の基準

(1) 溶融施設の構造（施行規則第12条の2）

- ① 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし、溶融中に廃棄物を投入できない施設を除く。
- ② 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で溶融でき、かつ、その温度を溶融に必要な時間保つため、空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- ③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的・連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合を除く。
- ④ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ⑤ 溶融処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

(2) 溶融施設の維持管理（施行規則第12条の7）

- ① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ② 溶融処理生成物の基準適合確認試験を6か月に1回以上行い、かつ、記録すること。
- ③ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 等

3 破碎を行う場合の基準

溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合には、次によること。

(1) 破碎設備の要件（施行規則第12条の2）

- ① 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
- ② 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散ないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
- ③ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な措置が設けられていること。

(2) 破碎の方法（施行規則第12条の7）

- ① 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を6か月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ② 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。 等

4 埋立処分を行う場合の基準

(1) 埋立処分の方法（施行令第6条）

- ① 最終処分場（施行令第7条第14号に規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
- ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆うなどの必要な措置を講ずること。

(2) 溶融処理生成物の取扱い（施行令第6条）

石綿含有産業廃棄物を施行令第7条第11の2号に掲げる溶融施設で処理した場合、当該処理により生じた溶融処理生成物は、安定型産業廃棄物として処理できる。